

議案第 3 1 4 号

財産の取得について（追認）

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 財産の表示 小学校教師用指導書
- 2 取得の目的 小学校の教科書改訂に伴い教師用指導書を更新することにより、教師の指導力の確保を図ることを目的とする。
- 3 取得金額 3 1, 0 6 2, 2 4 0 円
- 4 相手方 島根県大田市大田町大田イ 8 2 8 - 1 6
合同会社 江藤商会
代表社員 江藤 正幸

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得についての説明資料

- 1 契約方法 随意契約

- 2 契約理由 教科書及び指導書の納品について、島根県内では、島根県教科図書販売株式会社と同社と契約した教科書取扱店でなければ販売、納入することができない。大田市内の教科書取扱店は合同会社江藤商会のみであるため。